

「古文書ともに・・・」

お盆休みいかが過ごされましたでしょうか。帰省等で思いがけず、ご先祖さまの歴史を知った方も多いのではないのでしょうか？

今年の高野家は、例年に比べてゆとりあるお盆休みでしたので、資料整理をしていたら、ポロっとある書類が。

それは今から 10 年前のこと。ルーツ探しの旅で立ち寄った仙台で、年の離れた従妹からも教えてもらった書類でした。亡父の遺した家系にまつわる資料をじっと見ていたら、従妹の手が止まったのです。

「これは・・・」

それは「略式命令」という裁判所の書類。略式命令とは軽い刑事事件について、公開の法廷での裁判を開かず、書類の審査だけで 100 万円以下の罰金や科料を科す簡易な裁判手続きのこと。罰金を払って終わる一方、有罪となるため前科がつくのだそうです。

父が何をして「略式命令」を受けたのかというと、電線に止まっていたカラスに向かって猟銃を発砲したというもの(笑)。

一瞬、「ウチの親父ならやりかねん」と思いました。

「これは大騒ぎだったのよ、テレビのニュースでも報道されたんだから。でもこれは、叔父さん（父）がやったことではないの。

叔父さんが可愛がってた社員（タクシーの運転手）たちが叔父さんの猟銃を勝手に持ち出して、遊び半分でカラスを撃ったら大騒ぎになったの」

思わず絶句しました。しかも発砲した人は、私もよく知る人でした。

父が親族の所有するタクシー会社の経営者として活躍していたのは、私が物心つく前のこと。交通事故の示談とか従業員との労使問題に手こずった話などを聞く一方で、昭和 43 年、九州のタクシー会社で初めて従業員を海外慰安旅行へ連れていった話などは聞いたことがありました。けれど、この発砲事件は初耳でした。

父のクセのある字で、「高野家古文書」と書かれた封筒に、海外慰安旅行の新聞記事と一緒に保管されていた裁判所の略式命令。そんな資料を後生大事に持っていたことも何だか笑えました。

成功談だけではなく、失敗も、格好悪い話も、全部ひっくるめて「高野家の歴史」だと父は思っていたのでしょうか。

何を後世に伝えたかったのか？あの世であつたら、聞いてみたいものです。

そして、いつの日か我が子どもたちも「高野家古文書」の封筒を開ける日が来るかもしれません。その時、自分は「何」を遺していくのか、少し考えさせられたお盆休みでした。